|  |  |
| --- | --- |
| 国民健康保険証の切替時期です  国保税の納め忘れはありませんか！  お持ちの国民健康保険証の有効期限は３月３１日までです。  ４月からは使用できませんのでご注意ください。 | |
| **平成27年度** | **国保税の７期(１月３１日納期限)まで完納済の世帯へ新年度の保険証を３月１６日から３月３１日の間に特定記録郵便にてお送りします。** |



■未納・滞納がある世帯の切替日程

期日：平成２７年３月１６日(月)から３月３１日(火)

時間：午前９時から午後５時まで

場所：役場健康福祉課（２階）国保窓口

※**７期以前未納のある世帯へハガキをお送りします。**上記の期間に

支払や相談をしていただくことになります。

◆次の世帯は届出が必要です。

○世帯員の増減がある。

○世帯員が職場の健康保険に加入・喪失したとき。･･･届出の際は、加入者全員の社会保険証が必要です。

○その他の届出がまだの場合。

国保税は滞納せずに相談しましょう

特例の事情がないのに、長い間保険税を滞納し、納付相談等にも応じない世帯には、やむを得ず次のような措置が取られます。

●通常の保険証の代わりに有効期限が短い短期被保険者証を交付します。これにより、有効期限がすぎますと全額自己負担となります。

●保険給付の全部または一部が差し止められます。

●上記の措置を受けても納付しないときは、差し止めている給付から滞納分が控除されます。

●財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

★納付が困難なときは納付方法についてご相談ください。

お問い合わせ　宜野座村健康福祉課　TEL:098-968-3253